様式丙第１－１号　　（滋賀県版　R031001　1①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ □ 施工計画書を、工事着手前に提出している。（工事着手後に施工方法が確定した場合は、工事着手前に加えてその都度提出している。）
□ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ □ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□ □ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ □ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ □ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。
□ □ その他 〔理由：〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 適切である　□ ほぼ適切である　□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ □ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ □ 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。
□ □ 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。
□ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ □ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ □ その他 〔理由：〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

様式丙第１－１号　（滋賀県版　R031001　1②）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅰ．施工管理</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□ □ 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。
□ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ □ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。
□ □ 工事記録簿を、過不足無く整理している。
□ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ □ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。
□ □ その他　〔理由：〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ □ 休日の確保を行っている。
□ □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ □ その他　〔理由：〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

様式丙第１－１号　（滋賀県版　R031001　1③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□ □ 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□ □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□ □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ □ 過積載防止に取り組んでいる。
□ □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□ □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□ □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ □ その他 〔理由：〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 適切である　□ ほぼ適切である　□ 他の評価に該当しない　□ やや不適切である　□ 不適切である
●評価対象項目
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□ □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ □ その他 〔理由：〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

様式丙第１－１号　　（滋賀県版　R031001　1④）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形 □ 土木（農林等含） □ 機械設備工事 電気設備工事 □ 通信設備工事 受変電設備工事	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。				
	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
		□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目 □ □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く） □ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 □ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ □ その他　〔理由：　　〕 ●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%) ＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

様式丙第１－１号　（滋賀県版　R031001　1⑤）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 不適切である □ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
□ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く）
□ □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
□ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ □ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。
□ □ 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。
□ □ その他　（理由：　　）

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・・b
評価値が60%未満・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

様式丙第１－１号　　（滋賀県版　R031001　1⑥）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 土木（農林等含）
□ 機械設備工事
　電気設備工事
□ 通信設備工事
　受変電設備工事
□ 維持・修繕工事

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

機械設備工事

a	b	c	d	e
□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である

※上記欄によらず、当該欄で評価

●評価対象項目

□ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。
□ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ □ 設備の取扱説明書を適切に作成している。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ □ 機器の配置について、点検しやすくしている。
□ □ 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。
□ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ □ その他　〔理由：　　〕

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・・b
評価値が60%未満・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

様式丙第１－１号　（滋賀県版　R031001　1⑦）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>電気設備工事
通信設備工事
受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ □ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。
□ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。
□ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。
□ □ その他 〔 理由： 〕

●判断基準
評価値が80%以上・・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・・b
評価値が60%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>維持・修繕工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
□ 適切である</td><td>b
□ ほぼ適切である</td><td>c
□ 他の評価に該当しない</td><td>d
□ やや不適切である</td><td>e
□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：

●判断基準
※該当項目が６項目以上・・・a
※該当項目が４項目以上・・・b
※該当項目が３項目以下・・・c
注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

様式丙第１－１号　　（滋賀県版　R031001　1⑧）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	**【施工】** □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICTを活用した工事 （電子納品のみは除く） **※本項目は１点の加点とする。** □ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICTを活用した工事。**※本項目は２点の加点 とする。** **※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする** □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 **【品質】** □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 **【安全衛生】** □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 **※本項目は２点の加点とする。** □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 **【働き方改革】** 当該工事における他の模範となるような取組について、以下の項目により評価する。複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 □ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 □ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 **【その他】** □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由：
	記述評価 （評価内容を詳細記述）	評　点：　　点 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つ評価（■orレ点）が付されれば１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
※５．評定にあたっては、関係課長との合議を原則とする。

様式丙第１－２号　　（滋賀県版　R031001　２①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（主任又は総括監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>□　優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。
□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□ 現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。
□ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。
□ その他
理由：

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　優れている　□　やや優れている　□　他の評価に該当しない　□　やや劣っている　□　劣っている
●評価対象項目
□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ その他
理由：

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

様式丙第１－２号　　（滋賀県版　R031001　２②）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（主任又は総括監督員）

考査項目	細　別	対　応　事　例	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □　1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □　2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　3. その他［理由：　　］ ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば**４点の加点**とする。	(1.について) 切土の土工量:20 万m3 以上、盛土の土工量:15 万m3 以上、護岸・築堤の平均高さ:10m 以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径:8m 以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m2 以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長:25m 以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m2 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m 以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100 万m3 以上、流路工の計画高水流量:500m3 以上、砂防ダムの堤高:15m 以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m3/s 以上、橋梁下部工の高さ:30m 以上、橋梁上部工の最大支間長:100m 以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □　4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □　5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □　6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □　7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 □　8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 □　9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □　10. その他［理由：　　］ ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば**６点の加点**とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □　11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □　12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □　13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □　14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 □　16.その他［理由:　　］ ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば**４点の加点**とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事。 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □　17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □　18.その他（　　） ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば**６点の加点**とする。	
	評価	評　点:　　点	

※1. 工事特性は、最大２０点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

様式丙第１－２号　　（滋賀県版　R031001　２③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	細　　別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない

●評価対象項目

□ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
□ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□ 滋賀県リサイクル認定製品の使用、滋賀県グリーン購入に努めた。滋賀県産木材の使用に努めた。（工事用資材を対象とする。ただし、設計図書で指定されたものを除く。）
□ その他
理由：

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。

様式丙第１－２号　　（滋賀県版　R031001　2④）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	該 当 項 目 一 覧 表

7．法令遵守等

措　置　内　容	措置点数	点数
□ 1.指名停止3ヶ月以上	-20点	点
□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	点
□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	点
□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	点
□ 5.文書注意	-8点	点
□ 6.口頭注意	-5点	点
□ 7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分 が行われなかった場合	-3点	点
□ 8.その他 〔理由：〕	（直接入力）	点
□ 9.総合評価方式における技術提案の不履行による減点 〔理由：〕	（直接入力）	点
□ 10.項目該当なし		
	点数計	点

① 本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。

④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、9の「総合評価方式における技術提案の不履行による減点」で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001　３①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ □ 契約約款第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ □ 施工計画書が工事着手前に提出され(工事着手後に施工方法が確定した場合は、工事着手前に加えてその都度提出され)、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ □ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ □ 工事の関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 □ □ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 □ □ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001　３②）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形 □ 土木（農林等含） □ 機械設備工事 電気設備工事 □ 通信設備工事 受変電設備工事	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く）
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他
理由：

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

評価項目　　項目

※ ばらつきの判断は別紙－４参照。

機械設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く） □ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ □ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満　・・・a’ 評価値が70%以上80%未満　・・・b 評価値が60%以上70%未満　・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001　３③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 劣っている □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図により確認できる。
□ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理していることが確認できる。
□ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く）
□ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
□ □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
□ □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
□ □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ □ 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。
□ □ 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。
□ □ その他

理由：

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満 ・・・a’
評価値が70%以上80%未満 ・・・b
評価値が60%以上70%未満 ・・・b’
評価値が60%未満・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　　３④(コンクリート構造物工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

コンクリート構造物工事

●評価対象項目

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w/c､最大骨材粒径､塩化物総量､単位水量､アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

□ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

□ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。

□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 有害なクラックが無い。

□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

コンクリート構造物工事

●評価対象項目

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(土工事（切土工事))

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　土工事（切土工事）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ □ 法面に有害な亀裂が無い。
□ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

Ⅲ．出来ばえ　土工事（切土工事）

●評価対象項目

□ 規定された勾配が確保されている。
□ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。
□ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
□ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
□ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(土工事（盛土・築堤工事等))

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

土工事

（盛土・築堤工事等）

●評価対象項目

□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ □ 法面に有害な亀裂が無い。
□ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

土工事

（盛土・築堤工事等）

●評価対象項目

□ 仕上げが良い。
□ 通りが良い。
□ 天端及び端部の仕上げが良い。
□ 構造物へのすりつけなどが良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

護岸・根固・水制工事

●評価対象項目

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□ □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□ □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ □ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□ □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

護岸・根固・水制工事

●評価対象項目

□ 通りが良い。
□ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
□ 天端及び端部の仕上げが良い。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

【工場製作関係】

□ □ 鋼材の種別、品質を適切に管理していることが確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□ □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □ 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

【架設関係】

□ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
□ □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査職員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・a 該当項目３項目・・・・・b 該当項目２項目・・・・・c 該当項目１項目以下・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

砂防構造物工事（地山構造物工事）

●評価対象項目

【共通】

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c､最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。

□ □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。

□ □ 鉄筋及び鋼材の品質を適切に管理していることが確認できる。

□ □ 有害なクラックが無い。

□ □ その他（理由：　　）

【砂防構造物工事（地山構造物工事）】

□ □ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

□ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。

□ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

砂防構造物工事（地山構造物工事）

●評価対象項目

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 地すべり防止工事(集水井工事を含む)	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。

□ □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。

□ □ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。

□ □ 有害なクラックが無い。

□ □ その他　（理由：　　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

□ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

□ □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。

□ □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。

□ □ その他　（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
地すべり防止工事(集水井工事を含む)	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ 地山との取り合いが良い。
□ 天端、端部の仕上げが良い。
□ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

□ □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【アスファルト舗装工関係】

□ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□ □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□ □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【コンクリート舗装工関係】

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c､最大骨材粒径､塩化物総量､単位水量､アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
□ □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 運搬時間､打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
□ □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査職員）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 舗装工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目５項目以上・・・a 該当項目４項目・・・・・b 該当項目３項目・・・・・c 該当項目２項目以下・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(法面工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 法面工事	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 【共 通】 □ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） □ □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 □ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ □ その他　理由： 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 □ □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 □ □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 □ □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 □ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ その他　理由： 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 □ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。 □ □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 □ □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 □ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ □ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。 □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 □ □ その他　理由： 【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 □ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 □ □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 □ □ 層間にはく離が無いことが確認できる。 □ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ □ その他　理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(法面工事)

考査項目別運用表

（検査職員）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 法面工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目３項目以上・・・a 該当項目２項目・・・・・b 該当項目１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(基礎工事及び地盤改良工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質

基礎工事及び地盤改良工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

□ □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□ □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
□ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□ □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ その他　理由：

【地盤改良関係】

□ □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ □ その他　理由：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ

基礎工事及び地盤改良工事

a	b	c	d
□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ 土工関係の仕上げが良い。
□ 通りが良い。
□ 端部及び天端の仕上げが良い。
□ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
□ 地盤改良（ｃ評価）

●判断基準

該当項目３項目以上・・・ａ
該当項目２項目・・・・・ｂ
該当項目１項目・・・・・ｃ
該当項目なし・・・・・・ｄ
※地盤改良はｃ評価とする。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(海岸工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	海岸工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
□ □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
□ □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
□ □ 工事期間中、1 日1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
□ □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	海岸工事				

●評価対象項目

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の品質を、適切に管理していることが確認できる。
□ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□ □ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他

理由：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査職員）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形	Ⅲ．出来ばえ コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目５項目以上・・・a 該当項目４項目・・・・・b 該当項目３項目・・・・・c 該当項目２項目以下・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　塗装工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□ □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

塗装工事（工場塗装を除く）

●評価対象項目

□ 塗装の均一性が良い。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ ケレンの施工状況が良好である。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　トンネル工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w/c､最大骨材粒径､塩化物総量､単位水量､アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□ □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□ □ 金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□ □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□ □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□ □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□ □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
□ □ その他　（　　理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

トンネル工事

●評価対象項目

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ □ 樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 □ □ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 □ □ その他 理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

植栽工事

●評価対象項目
□ 樹木の活着状況が良い。
□ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
□ 支柱の取り付けが堅固である。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準
該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	防護柵(網)工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
□ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%) ＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

防護柵(網)工事

●評価対象項目

□ 通りが良い。
□ 端部処理が良い。
□ 部材表面に傷及び錆が無い。
□ 既設構造物等とのすりつけが良い。
□ きめ細やかに施工されている。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　標識工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
□ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

標識工事

●評価対象項目

□ 設置位置に配慮がある。
□ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
□ 標識板の支柱に変色が無い。
□ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(区画線工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	区画線工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
□ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（　　理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	区画線工事	●評価対象項目		●判断基準	

□ 塗料の塗布が均一である。
□ 視認性が良い。
□ 接着状態が良い。
□ 施工前の清掃が入念に実施されている。
□ 全体的な美観が良い。

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□ □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
□ □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□ □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□ □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□ □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

電線共同溝工事

●評価対象項目

□ 歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
□ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。
□ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(維持工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td>維持工事

(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)</td><td colspan="5">●評価対象項目
□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

●判断基準
※ 該当項目が６項目以上・・・・・・・・・ａ
※ 該当項目が５項目・・・・・・・・・・・ａ’
※ 該当項目が４項目・・・・・・・・・・・ｂ
※ 該当項目が３項目・・・・・・・・・・・ｂ’
※ 該当項目が２項目以下・・・・・・・・・ｃ

注 記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>a
□ 優れている</td><td colspan="2">b
□ やや優れている</td><td colspan="2">c
□ 他の評価に該当しない</td><td colspan="2">d
□ 劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td>維持工事

(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 小構造物等にも注意が払われている。
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="3">●判断基準
該当項目３項目以上・・・ａ
該当項目２項目・・・・・ｂ
該当項目１項目・・・・・ｃ
該当項目なし・・・・・・ｄ</td></tr>
</table>

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(修繕工事)

考査項目別運用表

（検査員等）

<table>
<tr><td>考 査 項 目</td><td>細　　別</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質

修繕工事

(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)</td><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

●判断基準
※ 該当項目が６項目以上・・・・・・・・・a
※ 該当項目が５項目・・・・・・・・・・・a’
※ 該当項目が４項目・・・・・・・・・・・b
※ 該当項目が３項目・・・・・・・・・・・b’
※ 該当項目が２項目以下・・・・・・・・・c

注 記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ

修繕工事

(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)</td><td colspan="2">a
□ 優れている

●評価対象項目
□ 小構造物等にも注意が払われている。
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">b
□ やや優れている

●判断基準
該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d</td><td colspan="2">c
□ 他の評価に該当しない</td><td>d
□ 劣っている</td></tr>
</table>

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	機械設備工事	●評価対象項目 □ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 □ □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 □ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 □ □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 □ □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 □ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ □ 設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 □ □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 □ □ 機器の配置について、点検しやすいことが確認できる。 □ □ 設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできることが確認できる。 □ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 □ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ □ その他（理由：） ●判断基準 ※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’ ※ 評価値が70%以上80%未満・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’ ※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
機械設備工事	●評価対象項目 □ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・a 該当項目３項目・・・・・b 該当項目２項目・・・・・c 該当項目１項目以下・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(電気設備工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	電気設備工事	●評価対象項目 □ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 □ □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 □ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 □ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □ □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 □ □ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 □ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 □ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 □ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 □ □ その他 （理由：） ●判断基準 ※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’ ※ 評価値が70%以上80%未満・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’ ※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

電気設備工事

●評価対象項目
- □ きめ細やかな施工がなされている。
- □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
- □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
- □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
- □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- □ 全体的な美観が良い。

●判断基準
- 該当項目５項目以上・・・a
- 該当項目４項目・・・・・b
- 該当項目３項目・・・・・c
- 該当項目２項目以下・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④（通信設備工事・受変電設備工事）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td>通信設備工事
受変電設備工事</td><td colspan="5">●評価対象項目
□ □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ □ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。
□ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。
□ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。
□ □ その他　（理由：）

●判断基準
※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’
※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>a
□ 優れている</td><td colspan="2">b
□ やや優れている</td><td>c
□ 他の評価に該当しない</td><td colspan="2">d
□ 劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td>通信設備工事
受変電設備工事</td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
□ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
□ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="3">●判断基準
該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検査員等）

考査項目	細別		a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 その他（情報ボックス工事等）または合併工事	〈A〉	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		〈B〉	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

●判断基準

□ ＜Ａ＞対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

ex)浚渫工、取壊工等

※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’
※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c

なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ ＜Ｂ＞対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c

細別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ その他（情報ボックス工事等）または合併工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	二次製品構造物	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 【共通】 □ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。 □ □ ＪＩＳ規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 □ □ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ 二次製品の保管、吊込み、据付等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なひび割れ、損傷等がない。 □ □ 土留め、ウェルポイント等の仮設が適切に施工・管理されていることが確認できる。 □ □ その他　（理由：） 【擁壁類（補強土擁壁は除く）】 □ □ 胴込コンクリートや裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 □ □ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 □ □ 材料の連結又はかみ合わせが適切である。 □ □ 端部における地山とのすり付けが適切である。 □ □ 丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。 □ □ その他　（理由：） 【用排水施設】 □ □ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 □ □ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが入念に行われていることが確認できる。 □ □ 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 □ □ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 □ □ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 □ □ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 □ □ 製品周りの埋戻し・盛土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されていることが確認できる。 □ □ 製品の継目部は隙間やズレがなく適切に施工されている。 □ □ その他　（理由：）	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員等）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	二次製品構造物	●評価対象項目 □ 構造物の通りが良い。 □ 材料の連結、かみ合わせが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 土工の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目６項目以上・・・・・・・・・a 該当項目５項目・・・・・・・・・・・b 該当項目３項目以上５項目未満・・・c 該当項目２項目以下・・・・・・・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	補強土壁工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 盛土材料の土質が適正である。 □ □ 盛土の締固めが適正な条件（人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている。 □ □ プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料等により的確に確認できる。 □ □ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 □ □ 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ その他　（理由：） ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ●判断基準 ばらつきで判断可能：□ 50%以下／□ 80%以下／□ 80%を超える　／　□ ばらつきで判断不可能 評価値 90%以上：□ a　□ a’　□ b　□ b 評価値 75%以上90%未満：□ a’　□ b　□ b’　□ b’ 評価値 60%以上75%未満：□ b　□ b’　□ c　□ c 評価値 60%未満：□ b’　□ c　□ c　□ c 注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目	細　別	a	b	c	d
	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	補強土壁工事	●評価対象項目 □ 壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。 □ 基礎上面の平坦性が良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・a 該当項目３項目・・・・・b 該当項目２項目・・・・・c 該当項目１項目以下・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	取壊し工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 分別、再資源化を適切に実施している。 □ □ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ □ 廃棄物の処理が適切である。 □ □ 受注者の管理記録が整備されている。 □ □ 不可視部分の写真記録が適正である。 □ □ その他　（　　理由：　　） ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ●判断基準					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

評価値	ばらつきで判断可能 □ 50%以下	ばらつきで判断可能 □ 80%以下	ばらつきで判断可能 □ 80%を超える	□ ばらつきで判断不可能
90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	取壊し工事	●評価対象項目 □ きめ細やかな施工がされている。 □ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 □ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 □ 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。		●判断基準 該当項目３項目以上・・・a 該当項目２項目・・・・・b 該当項目１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(共同溝シールド工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　　共同溝シールド工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。
□ □ 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。
□ □ シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている。
□ □ セグメントの品質が、工場管理資料より的確に確認できる。
□ □ 不可視部分の写真記録が適正である。
□ □ その他　（　　理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

Ⅲ．出来ばえ　　共同溝シールド工事

●評価対象項目

□ ＲＣセグメントの割れ・カケがない。
□ 継ぎ手面の防水が確実になされている。
□ セグメント間の目違い、段差が少ない。
□ ボルトの締め付け状況がよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	下水道工事	●評価対象項目 【共通】 □ □ マンホール資材の品質証明が適切である。 □ □ 管渠の品質証明が適切である。 □ □ 現地発生土などを埋戻土へ流用する適否の判定が適切である。 □ □ アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 □ □ その他 〔理由：〕 【開削工】 □ □ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 □ □ 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 □ □ その他 〔理由：〕 【推進工】 □ □ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 □ □ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 □ □ 推進作業等がデータで確認できる。 □ □ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □ □ その他 〔理由：〕 【シールド工】 □ □ スチールセグメント製作にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □ □ セグメントボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 □ □ 二次覆工コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 □ □ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 □ □ シールド掘進作業等がデータで確認できる。 □ □ 裏込め注入状況がデータで確認できる。 □ □ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □ □ その他 〔理由：〕						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 下水道工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 通りがよい。 □ 漏水がない。 □ クラックがない。 □ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。		●判断基準 該当項目３項目以上・・・a 該当項目２項目・・・・・b 該当項目１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	管水路工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。 □ □ 中心線の通りがよい □ □ 仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。 □ □ 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる。 □ □ 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 □ □ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □ □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ □ その他　理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	管水路工事	●評価対象項目 □ 管の通りがよい。 □ 付帯コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ 付帯コンクリート構造物の通りが良い。 □ 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質

仮設工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。
□ □ 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。
□ □ 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。
□ □ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。
□ □ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。
□ □ その他

理由：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ

a	b	c	d
□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	### 劣っている

仮設工事

●評価対象項目

□ 鋼矢板・親杭の通りが良い。
□ 覆工板にがたつきがない。
□ 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。
□ 床付け面の仕上げがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

フィルダム・ため池工事

●評価対象項目

□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 基礎処理施工要領書及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。
□ □ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。
□ □ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。
□ □ 気象条件を考慮した施工が確認できる。
□ □ 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは工事図面に示されたとおりに施工している。
□ □ コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

フィルダム・ため池工事

●評価対象項目

□ 土工の仕上げがよい。
□ 土工の通りがよい。
□ 土工の構造物等へのすりつけがよい。
□ 吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。
□ コンクリート構造物の表面状態がよい。
□ コンクリート構造物の通りがよい。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。
□ 付帯コンクリート構造物にクラックがない。
□ 漏水がない。
□ 施設の通りがよい。（排水側溝、フェンス等）
□ 全体的な美観がよい。

●判断基準

該当項目９項目以上・・・a
該当項目７項目以上９項目未満・・・・・b
該当項目６項目・・・・・c
該当項目５項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 山腹工事（柵工、筋工、伏工）	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去、法切がされている。
□ □ 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。
□ □ 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。
□ □ 植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。
□ □ 植栽木に損傷や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。
□ □ 背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。
□ □ 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。
□ □ 土留工等の構造物で、材料の組立・設置・仕上げが適切であり、埋戻土砂の締め固めも十分で空隙が生じていない。
□ □ 水路工は、基礎の突き固めが充分で浮き水路となっていない。また勾配が区間毎に一定である。
□ □ 伏工は、斜面の浮土砂などの障害物が取り除かれ平滑である。また止め釘等により適切に固定されている。
□ □ 植栽工は、深植えや浅植えになっておらず、施肥も直接触れずに適切である。
□ □ その他　（　　理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
	Ⅲ．出来ばえ 山腹工事（柵工、筋工、伏工）	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ とおりがよい。
□ 材料の連結、かみ合わせがよい。
□ 構造物へのすりつけがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(土工事（農地造成））

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 農地造成工事 ・テラス（階段畑） ・土壌改良 ・改良山成	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。
□ □ 防災施設が施工計画のとおり施工している。
□ □ 伐開物処理は、関係法令により適切に処理されている。
□ □ 抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 基盤造成、法面植生､雑物及び石礫除去、耕起は仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 土壌改良資材の撒布は仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 砕土は、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合が図られている。
□ □ その他（理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

農地造成工事
・テラス（階段畑）
・土壌改良
・改良山成

●評価対象項目

□ 勾配が良い。
□ 土工の仕上げが良い。
□ 切土・盛土法面の通りが良い。
□ 雨水処理が良い。
□ 排水路の通りが良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目６項目以上・・・・・・・・・a
該当項目５項目・・・・・・・・・・・b
該当項目３項目以上５項目未満・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(水管橋)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

水管橋

●評価対象項目

□ □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ □ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ □ 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。
□ □ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
□ □ 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。
□ □ 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

水管橋

●評価対象項目

□ 表面に傷、錆、補修個所がない。
□ 溶接、塗装組立の均一性が良い。
□ 管の通りがよい。
□ コンクリート構造物の肌がよい。
□ コンクリート構造物の通りがよい。
□ クラックがない。
□ 天端仕上げ、端部仕上げがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目７項目以上・・・・・・・・a
該当項目５項目以上７項目未満・・・b
該当項目４項目・・・・・・・・・・c
該当項目３項目以下・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

林道土工工事

●評価対象項目

□ □ 伐開・伐根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。
□ □ 掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に漉き取り、適切な場所に搬出している。
□ □ 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。
□ □ 盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧の架からないよう施工している。
□ □ 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。
□ □ 着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。
□ □ 地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。
□ □ 掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。
□ □ 道路の横断勾配、幅員、基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足している。
□ □ 仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

林道土工工事

●評価対象項目

□ 切取勾配が確保され、法面の仕上げがよい。
□ 盛土勾配が確保され、法面の仕上げがよい。
□ 道路の形状（線形、拡幅、縦・横断勾配、素掘側溝）がよい。
□ 構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。
□ 土工の仕上げがよい。
□ 全体的な美観が良い。
□ 残土処理等が適切である。

●判断基準

該当項目６項目以上・・・・・・・・・a
該当項目５項目・・・・・・・・・・・b
該当項目３項目以上５項目未満・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(木材木製品工事（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等））

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

木材木製品工事

（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）

●評価対象項目

□ □ 木材・木製品の品質が良好で（曲り等がない）設計図書に基づき適切に施工されている。
□ □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 組み立て等のボルト等の締め付けが確認できる。
□ □ 木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。
□ □ 部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。
□ □ 木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けが良好に施工されている。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

木材木製品工事

（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）

●評価対象項目

□ 通りがよく、バランスが保たれている。
□ 金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。
□ 形状・寸法等が確保され統一性が良い。
□ コンクリート構造物へのすり付け等がよい。
□ 地山への密着性が確保され仕上げがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(ほ場整備工事（整地工等、暗渠排水工））

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 ほ場整備工事（整地工等、暗渠排水工）	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。
□ □ 濁り等の防止に十分留意して施工している。
□ □ 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。
□ □ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 進入路について耕作に支障がないように施工されている。
□ □ 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。
□ □ 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。
□ □ 用・排水路の法面の通りがよい。
□ □ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□ □ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。
□ □ 二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かい施工がうかがえる。
□ □ 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□ □ その他　（理由：）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

ほ場整備工事（整地工等、暗渠排水工）

●評価対象項目

□ 均平度がよい。
□ 土工の仕上げがよい。
□ 土工の通りがよい。
□ 土工の構造物等のすりつけがよい。
□ 用・排水路の通りがよい。
□ コンクリート構造物の通りがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目６項目以上・・・・・・・・・a
該当項目５項目・・・・・・・・・・・b
該当項目３項目以上５項目未満・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 上水道工事	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 劣っている □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

【共通】

□ □ 管渠の規格、品質がミルシートで確認できる。
□ □ 弁筐等用品の規格、品質がミルシートで確認できる。
□ □ 管渠の接合状況が確認できる。（継手チェックシート、写真）
□ □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
□ □ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。
□ □ その他
理由：

【開削工】

□ □ 管の床付け基礎面は、人力によりできるだけ平滑に不陸を均し、石レキ等を除去している。
□ □ 埋戻土が沈下しないよう十分な締め固めの処理を行っている。
□ □ 舗装後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。
□ □ 舗装復旧の施工を適切に行い、施工後も沈下が生じていない。
□ □ 布設までの管・弁類等資材の保管状況が適正であることが確認できる。
□ □ 管弁類に損傷および塗覆装の傷がない。
□ □ 継ぎ手の接合、ﾎﾞﾙﾄの締め付け等を適正に行い記録が管理されている。
□ □ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｽﾘｰﾌﾟの被覆は損傷させないよう十分注意して取り扱っている。
□ □ 明示テープおよび埋設表示テープの施工を適切に行っている。
□ □ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
□ □ 弁室およびﾏﾝﾎｰﾙは沈下および傾斜を生じないよう施工している。
□ □ 施工条件および気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。
□ □ その他
理由：

【推進工】

□ □ 締固めを適切な条件で施工している。
□ □ 構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。
□ □ 端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。
□ □ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
□ □ その他
理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%) ＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）３④(上水道工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 上水道工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 管渠の通りがよい。 □ 弁筐等の仕上げがよい。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 舗装の平坦性がよい。 □ 端部処理がよい。 □ 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当項目７項目以上・・・・・・・・・a 該当項目５項目以上７項目未満・・・b 該当項目４項目・・・・・・・・・・c 該当項目３項目以下・・・・・・・・d	

様式丙第１－３号　（滋賀県版　R031001）３③(水路補修工事（目地修復工・断面修復工・表面被覆工・管更生工））

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

水路補修工事（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更生工）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

【共通】

□ □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ □ 気象条件に応じた施工方法で施工されている。
□ □ 部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。
□ □ 養生の期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。
□ □ 施工時の現場条件（ドライ施工等）が適切に行われていることが確認できる。
□ □ その他　理由：

【開水路補修工】

□ □ 補修材が当該既設構造物へしっかり密着（規程の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。
□ □ 目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。
□ □ その他　理由：

【管更生工】

□ □ 規定の厚さで施工されていることが確認できる。
□ □ 施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。
□ □ 管更正材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。
□ □ 各種耐用試験結果（曲げ強度試験他）にクリアしていることが確認できる。
□ □ 曲線部の施工では弛みが無いことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により対処したことが確認できる。
□ □ その他　理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

水路補修工事（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更生工）

●評価対象項目

□ 小構造物等にも注意が払われている。
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　さく井工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 掘削完了後、電気検層により記録が適正に管理されている。
□ □ 設計図書及び試験結果により決められたストレーナーの位置が正確に設置されている。
□ □ ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。
□ □ 充填材に均一な砂利が使われている。
□ □ 井戸が鉛直であることが確認できる。
□ □ 揚水試験を適切に行い、記録が整理されている。
□ □ その他

理由：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

さく井工事

●評価対象項目

□ 土工関係の仕上げが良い。
□ 端部及び天端の仕上げが良い。
□ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(消雪工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 消雪工事	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 劣っている □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

【削井工・取水施設工】

●評価対象項目

□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 設計図書に示められたとおりにストレーナーの位置が正確に設置されている。
□ □ ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。
□ □ 充填材にに均一な砂利が使われている。
□ □ 井戸が鉛直であることが確認できる。
□ □ 揚水試験を適切に行い、施工に反映している。
□ □ 削井完了後、電気検層により記録が適正に管理されている
□ □ ポンプの据え付け位置が適切である。
□ □ 電気設備及びポンプが正常に稼動することが確認できる。
□ □ 機器の性能・機能が設計図書どおりであることが確認できる
□ □ 製造者による試験等が的確に行われ、設計図書に適合する証明書が整備されている
□ □ 施工の品質・形状が的確で良好な施工である。
□ □ 機器の適切性が確認でき、試験運転の記録が確認できる。
□ □ 不可視部分が写真等の資料から適切に施工されたことが確認できる。
□ □ その他（理由：）

【散水工】

●評価対象項目

□ □ コンクリート二次製品の場合は、損傷のないもので、品質、規格が証明書により確認できる
□ □ アスファルトカッターによる舗装切断は、慎重な施工によるやり直しがないことが確認できる。
□ □ 掘削面以下を乱さないように入念に施工され、施工基面が平坦に仕上げられている。
□ □ 補修痕等がなく、施工方法が適正に行われたことが工事中写真等の記録により確認できる。
□ □ ノズルのコンクリート面が平坦に仕上げられ、孔の位置が流動方向を考慮して適切に設置されている。
□ □ 既設構造物との取り合い、及び曲線部の施工が適切に行われている。
□ □ 鉄筋及びコンクリートの施工が適切に行われている。
□ □ 二次製品は、ブロックの接合でねじれがなく、滑らかで、かつ適切な隙間間隔で施工されていることが確認できる。
□ □ 現場打ちのノズル位置が適正に設置されていることが確認できる。
□ □ 二次製品の設置後の埋め戻しは、締め固めに注意が払われ、適切に行われ、沈下の状況がなく、隣接ブロックと滑らかである
□ □ その他（理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
3．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 消雪工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い □ 全体的な美観が良い。 □ 均等に水がまわる。 □ 使用者に対する安全及び環境の配慮が適切である。 □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。		●判断基準 該当項目７項目以上・・・・・・・・・a 該当項目６項目・・・・・・・・・・b 該当項目５項目・・・・・・・・・・c 該当項目４項目以下・・・・・・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	浚渫工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 浚渫土量は、施工断面による測量資料、残土搬出先の実測結果の資料が整理されている。 □ □ 監督職員による出来形管理の確認が行われた資料が整理されている。 □ □ 濁り防止等の環境保全に十分配慮して施工されたことが確認できる。 □ □ 浚渫土の仮置き場や運搬路など安全対策が整理されている。 □ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 浚渫等の汚濁水が仕様書に定められた水質に処理されたことが確認できる。 □ □ 枝、根を残さず、きれいに撤去されている。 □ □ その他　理由： ●判断基準 ※　評価値が90%以上　・・・・・・a ※　評価値が80%以上90%未満・・・a’ ※　評価値が70%以上80%未満・・・b ※　評価値が60%以上70%未満・・・b’ ※　評価値が60%未満　・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

浚渫工事

●評価対象項目
- □ 浚渫後の河床（湖床）に極端な凹凸がない。
- □ 浚渫土の搬出に工夫が見られる。
- □ 浚渫土の最終運搬先が平坦に仕上げられている。
- □ 全体的にきめ細やかな施工が伺える。

●判断基準
- 該当項目４項目以上・・・・・・・・a
- 該当項目３項目・・・・・・・・・・b
- 該当項目２項目・・・・・・・・・・c
- 該当項目１項目以下・・・・・・・・d